

2025年12月30日

佐賀県弁護士会・会長 出口 聰一郎 様
弁護士

藤田法科学研究所・所長

藤田義彦
所学藤
長研田
大研究
印所科

薬学博士・薬剤師・臨床検査技師・甲種危険物取扱者
DNA型鑑定資格・立命館大学客員研究員

佐賀県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下、「佐賀県警科捜研」という）・技術職員のDNA型鑑定記録改ざんについて警察庁が特別監察を行い、その中間報告が2025年11月27日に公表された。

本中間報告に対する当職の意見は、次のとおりであるので報告する。

報 告 書

1. 監察実施事項と実施手順について

『鑑定の実施状況』の確認については、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を中心に、外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）から意見を聴取し、その内容を反映して作成する手順に従って実施する。また、確認の結果についても意見の聴取を予定している。』としている。

佐賀県弁護士会あるいは佐賀県議会が第三者委員会・機関の検証を要求し、佐賀県警察はプライバシーの保護などにより拒否しているが、前同の両名誉教授が特別監察に参加していることに矛盾している。あえて、外部の専門家を参加させるのであれば、冤罪の検証実績のある専門家に意見を求めなければ、当該の鑑定不正の本質には迫ることはできないと思料される。

2. 「捜査・公判への影響の有無」についての確認状況（中間報告）について

『本来、拘束すべきでない方を、拘束した』、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。』と結論づけているが、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかったか」といった捜査への支障・影響を検証する必要がある。

3. 確認作業の進め方について（資料1－2）

『1 体制 科学警察研究所生物第四研究室長、主任研究官、犯罪鑑識官付鑑定人等（17名）』としているが、犯罪鑑識官も含め、指導・監督に問題がなかったのか、自己の客観的な検証は実施できない。

4. 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の捜査・公判への影響の確認

状況（資料2－2）犯罪捜査目的の鑑定について①【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】について

『この38件の鑑定が行われた35の事件について、送致した人物が犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっているものは確認されず、被疑者の自供や目撃者の供述、防犯カメラ映像等により、送致した人物が犯人であることを立証していた。』としているが、不確定な要素のある被疑者の自供や目撲者の供述、防犯カメラ映像等では犯罪の立証は困難である。

5. 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響の確認状況（資料2－3）犯罪捜査目的の鑑定について②【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】について

『DNA型の検出の有無（検出あり8件、検出なし17件）』としているが、それらの鑑定結果の正確性を検証する必要がある。従って、『本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった』といった捜査への支障・影響を検証する必要がある。

以下、対象職員が実施し、佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)及びその他の鑑定に関しても同様の正確性の検証が必要である。

6. 参考：検察庁への鑑定結果の送致件数について

『佐賀県警察の調査では、対象職員による不適切な鑑定に関連する事件で検察庁に送致しているものについて、検察庁に鑑定結果の送致を受けているかを確認し、16件の鑑定結果が検察庁に送致されているとしていたところであるが、特別監察において、佐賀県警察に保管されていた書類を確認した結果、16件以外に鑑定結果が検察庁に送致されているもの9件が認められ、合計25件の鑑定結果を検察庁に送致していると認められた。』としているが、件数が増加していることは佐賀県警の調査が不十分であることを示している。また、事件数と件数を正確に把握していない。1つの事件に鑑定嘱託書が複数が送付されること、同嘱託書に複数の鑑定資料が記載されていること、1つの鑑定資料にDNA型鑑定の対象物が複数付着していること（例えば、上着に付着の複数の血痕）は、希ではない。正確な数を把握してないことは、概要の枠を出す本検証の根幹を搖るがるものであり、次表のような記載例にすべきである。

事 件	鑑定嘱託書	鑑定資料	DNA型鑑定対象物	不適切類型
殺人事件	嘱託書①	上着	血痕ア	⑤
			血痕イ	③
			唾液	⑥-1
		ズボン	血痕	②
	嘱託書②	被疑者の唾液	唾液	④

7. 不適切なDNA型鑑定について佐賀県警察が行った調査結果（不適切とされた130件）（参考）

不正態様を6類型に分類しているが、特に問題のある項目について述べる。

1) ① 検査の実施を装い、「DNA型は検出されなかった。」などとしたもの（9件）

『当該職員の経験上、DNA型が検出される可能性が低いであろうと見込んだ資料の鑑定』を担当した際に、「作業をしたとしても、検出されないだろう」と考え、鑑定すべき資料を使わないまま、作業を実施したこととして、関係書類を整え、「DNA型は検出されなかった」といった結果を作成したもの→ 全て、鑑定資料が残っていたため、再鑑定を実施。結果的に、DNA型は検出されず。』としているが、鑑定資料の残部を佐賀県警科捜研が再鑑定を実施したものであり、客觀性・正確性を担保するために第三者機関が再鑑定を行う必要がある。

2) ② 鑑定作業の終了後、余った資料を紛失し、本来のものとは異なる資料を返還（4件）

『資料の管理がズさんで、鑑定後に余った資料を紛失してしまうなどしたため、これを取り繕うため、本来のものとは異なる資料を警察署に返還するなどしたもの

→ 返還された「本来のものとは異なる資料」は、その後の検査に使用されていないことを確認済。』としているが、本来の鑑定資料の残部について再鑑定は実施できないため検証は不可能である。

3) ④ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、数値や日付を書き換えたもの（7件）

『鑑定機器が正常に作動しているか確認するために、「鑑定資料が入った溶液」と同時に検査することとなっている「鑑定資料の入っていない溶液」の検査について、より決裁を受けやすいよう、数値を貼付したり、また、実際の作業日とは異なる日付で資料を印字したりして、決裁書類に綴じたもの

→ 検査結果のデータが鑑定機器の中に残っており、確認した結果、鑑定結果自体には影響せず。

→ いずれも、「本来の鑑定資料が入っている溶液」ではなく、「資料の入っていない溶液」の検査結果に関するもの。』としているが、鑑定資料の入っていない溶液は陰性対照資料として、鑑定資料が入った溶液と一緒に検査し鑑定の正確性を担保するものである。従つて、鑑定資料の入っていない溶液の不都合な数値を改ざん・貼付することは許容できない。

4) ⑤ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、波形を組み合わせたもの（37件）

『鑑定機器が正常に作動しているか確認するために、「鑑定資料が入った溶液」と同時に検査することとなっている「鑑定資料の入っていない溶液」の検査について、より決裁を受けやすいよう、検査結果の波形を組み合わせ、決裁書類に綴じたもの

→ 検査結果のデータが鑑定機器の中に残っており、確認した結果、鑑定結果自体には影響せず。

→ いずれも、検査結果自体は改変しておらず、組み合わせを変更したのみ。』としているが、組み合わせを変更することは、適正な陰性対照資料の検査していないことであり、

3) 項と同様、鑑定の正確性が担保されていない。

5) ⑥ その他のもの (①～⑤の類型に当てはまらないもの) (1 1 件)

『(ア) 当該職員の鑑定では、DNA型は検出されなかったもの (再鑑定により一部検出)

(イ) 資料の管理がはずさんで、その付属物を紛失したもの

(ウ) DNA型鑑定を実施する必要がないにもかかわらず、鑑定資料の一部を使ってしまったもの

(エ) 「DNA型は検出されなかった」との結果を得たにもかかわらず、警察署に回答していなかったもの

→ いずれも、鑑定資料に手が加えられたりしたものではない。

→ 本人の鑑定自体が、その後の捜査に影響するものではない。』としているが、『(ア) 当該職員の鑑定では、DNA型は検出されなかったもの (再鑑定により一部検出)』については、DNA型が一部でも検出されれば、被疑者の可能性を検討する情報となり得る。再鑑定は佐賀県警科搜研が実施したものであり、3) 項と同様、客観性・正確性を担保するために第三者機関が再鑑定を行う必要がある。当該職員と同科搜研の別の職員が行った鑑定結果が異なったことは、捜査上、重大な問題であり、当該職員の稚拙な知識・技術によるものとも思われる。

『(ウ) DNA型鑑定を実施する必要がないにもかかわらず、鑑定資料の一部を使ってしまったもの』については、対象職員が鑑定資料を故意に消費し、再鑑定で不正が発覚されるのを防ぐためとも思料される。

いずれの場合も、捜査に大きな影響を与える。

8. 『I - 1 ①犯人を検挙している事件に関する鑑定 (鑑定結果を送致しているもの： 2 1 件)、I - 1 ②犯人を検挙している事件に関する鑑定 (鑑定結果を送致していないもの： 1 7 件)、I - 2 捜査中の事件に関する鑑定 (2 5 件)、I - 3 ①時効が成立している事件に関する鑑定 (鑑定結果を送致しているもの： 3 件)、I - 3 ②時効が成立している事件に関する鑑定 (鑑定結果を送致していないもの： 6 件)、II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 (1 件) ※鑑定結果は送致している。、III-①変死体 (犯罪による死亡の疑いがある死体) の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 (事件性を判断するためのもの： 2 1 件)、III-②変死体 (犯罪による死亡の疑いがある死体) の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 (身元の確認を行うためのもの： 7 件)、IV 死体の身元を確認するための鑑定 (1 9 件)、V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 (1 0 件)』の表で『【参考】佐賀県警察による不適切類型』の番号と『不適切なDNA型鑑定について佐賀県警察が行った調査結果 (不適切とされた 1 3 0 件) (参考)』の不正態様の 6 類型のうち『⑥ その他のもの (①～⑤の類型に当てはまらないもの)』と異なる。

表の「⑥-1～4」は、6 類型の「⑥(ア)～(ウ)」に対応すると推定されるが、正確に表記しないと信頼性に欠ける。

総じて、本表の正確性、信頼性に欠け、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。』と結論づけるには、多くの疑義がある。

9. 『I-1 ①犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：21件）』のうち、特に『対象職員による鑑定結果 被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの』の13件のうち『③ 鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、実際の作業日を別の日付に書き換えたもの』が11件、『④「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、数値や日付を書き換えたもの、⑤「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、波形を組み合わせたもの』が各1件としているが、佐賀県警科捜研が再鑑定を実施したとはいえ、被疑者の鑑定資料（DNA）を故意に現場の鑑定資料に付着させたり、被疑者の鑑定資料（DNA）のエレクトロフェログラム（チャート）を鑑定資料のそれと偽ったりしていないかを検証する必要がある。

10. 電磁データに関する解析・検証の必要性

当該職員が実施したDNA型鑑定やその他の鑑定に関する改ざん防止のためにボールペンにより記入された検査簿、印刷されたエレクトロフェログラム（チャート）などの紙媒体の記録だけでなく、DNA定量、泳動、型判定に用いたコンピューター内の電磁データを解析し検証しなければ、不正鑑定の真実を追求できない。

特に、DNA型判定はロウ（生）データ（Raw Data）から判定用ソフトを用いて行うが、DNA型を設定により削除したり加えたりする作為が可能であるので、コンピューター内の同データの詳細な検証が重要である。

11. 警察庁犯罪鑑識官・科学警察研究所のDNA型鑑定に関する指導・監督について

1) 犯罪鑑識官が各都道府県警科捜研に対して、過度なDNA型鑑定件数、事件解決の効果事例などを過度に要求していたことはないか、DNA型鑑定件数の急激な増加に対応した人員・施設の充実を各都道府県警察本部長、警務部長、会計課長に働きかけたかなど、管理・指導について検証する必要がある。

2) 科学警察研究所が各都道府県警科捜研に対して、過度な品質管理・試薬管理・機器管理・施設管理を与えていないか、DNA型鑑定技術職員に適切な研修・指導を行っているかなど、検証する必要がある。また、同研究所はDNA型鑑定法の具体的な明文化したマニュアルを作成、公表していないので、各都道府県警科捜研・鑑定技術職員の弾力的運用により不正事案に結びつく可能性がある。さらに、そのマニュアルは日本DNA多型学会、日本法医学会、日本法科学技術学会、日本犯罪学会などで、学術的に理解されたものでなければならない。

マニュアルについては、筆者の論文「DNA型鑑定における精度管理～誤鑑定の防止策～・藤田義彦（犯罪学雑誌 第77巻第5号131-146頁、2011年）」は、判事の研修をまとめた本「平成25年 科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方・法曹界発行」において5箇所、引用されており、参考にされたい。

12. 科学捜査研究所の使命

真実を追究する使命を担う科学捜査研究所においては、犯人逮捕が第一使命で階級社会の警察組織のなかでは鑑定業務にバイアスがかかる危険性を孕んでいる。

それについては、筆者の論文「法科学研究所」創設の提言－冤罪のない安全と安心の社会を目指して－・藤田義彦（犯罪学雑誌 第81巻第1号3－15頁，2015年）、犯罪捜査におけるDNA鑑定の問題点・藤田義彦（犯罪学雑誌 第82巻第3号74－79頁，2016年）に記載されているので参考にされたい。

以上